

日本郵政株式会社の事業計画の概要

日本郵政株式会社
2016年4月6日

事業計画の法的位置づけ

- **日本郵政株式会社の事業計画は、日本郵政株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請**
（平成28事業年度事業計画は、平成28年3月30日 認可・公表）
- **事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付**
（日本郵政株式会社法施行規則第7条）

【参考：関係法令】

- 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）
（事業計画）

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）（抄）
（事業計画の認可の申請）

第七条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

事業計画のポイント①(業務運営の基本方針)

◎ グループ経営理念

郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。

◎ 持株会社の業務

- 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使
- グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務の受託による事業子会社等の業務支援
- 病院及び宿泊施設の運営等

◎ 業務運営上の留意事項

- 日本郵政株式会社法第5条に規定される、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービス提供の責務
- 引き続き、東日本大震災の復興支援に取り組む。

事業計画のポイント②(グループ運営)

◎ 事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保等

- 3事業のユニバーサルサービスの確保、郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等が達成できる経営の基本方針の策定及び実施の確保
- 経営の重要事項に関して日本郵政グループ協定及び日本郵政グループ運営に関する契約等を締結し、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項については個別の協議、承認または報告を求める。

◎ 主な実施施策

- グループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定及び推進状況、内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、必要な支援・指導を実施。特に不祥事再発防止等について、その取組を推進・管理。
- グループ各社のサービスの公益性・公共性の確保、お客様満足（CS）の向上に取り組むとともにグループの社会的責任を踏まえたCSR活動に取り組む。
- 「女性の活躍推進」について、管理者への女性登用に積極的に取り組むとともに、登用拡大に向けた計画的な女性社員の育成、働きやすい環境の整備等に努める。
- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとするという郵政民営化法の趣旨に沿って、所要の準備を実施。
- グループの企業価値向上を目指し、グループ中期経営計画を踏まえた子会社の収益力強化策や更なる経営効率化等が着実に進展するよう、グループ運営を実施。

事業計画のポイント③(シェアード・サービス)

◎ 事業子会社の業務支援

グループ全体の業務効率の向上を図るため、グループ各社の間接業務を日本郵政に集約。具体的には以下の業務を実施。

- 電気通信役務及び情報処理サービスの提供（PNET等システムの運用、開発）
- 人事及び経理に関する業務（給与計算事務、請求書発行関係事務、債権・債務データ消込処理等）※ 子会社形態で実施
- 福利厚生に関する業務（労働安全衛生法に基づく健康管理業務、レクリエーション施設の提供）
- 不動産の管理等に関する業務（不動産（施設）管理、設計・工事監理等）
- 人材派遣・紹介の業務（労働者派遣、非正規社員紹介等）
※ 子会社形態で実施
- コールセンターに関する業務（事業子会社に対するコールセンターの施設及びシステムの提供・管理）※ 子会社形態で実施
- 人材育成に関する業務（郵政大学校を通じたグループ横断的研修等）

事業計画のポイント④(病院・宿泊施設の運営等)

◎ 病院の運営

通信病院を企業立病院として運営し、各病院の経営改善に取り組む。

- 地域医療との連携や救急医療の強化等による増収対策や委託契約の見直しによる経費節減、事業譲渡等を含む見直しに取り組む。
- 医療サービスの向上、地域医療ニーズへの対応、患者満足度の向上等を推進。

◎ 宿泊施設の運営等

旧郵便貯金周知宣伝施設（メルパルク）及び旧簡易保険加入者福祉施設（かんばんの宿）の運営・管理を行う。

- 宿泊利用人数増加などの増収対策、食材等原価管理の徹底、施設配置の見直し等による効率化を着実に推進し、単年度黒字化に向けた経営改善に取り組む。
- 施設の一部を介護予防事業者に貸与し、要支援認定者に身体機能等の改善を図る機会を提供する業務等の試行を実施。

事業計画のポイント⑤(資金計画書・収支予算書)

◎ 資金計画書 (事業計画別添)

○ 収入 (4,121億円)

配当収入	2,021億円
貯金旧勘定交付金	83億円
関係会社受入手数料	145億円
間接業務手数料	339億円
宿泊事業収入	317億円
医事収入	218億円
その他	998億円

○ 支出 (4,707億円)

人件費	1,008億円
物件費	695億円
租税公課	30億円
投資的支出	139億円
貸付金	381億円
その他	2,454億円

◎ 収支予算書 (事業計画別添)

○ 営業収益 (受取配当金、貯金旧勘定交付金 等)	3,048億円
○ 営業費用 (人件費、物件費、減価償却費 等)	913億円
○ 当期純利益	1,660億円

【参考】収支予算書の前年度との比較

(単位:億円)

科 目	①H27年度 事業計画	②H28年度 事業計画	前年差 (②-①)
営業収益	2,509	3,048	539
受取配当金	1,184	2,003	819
貯金旧勘定交付金	115	83	▲ 32
関係会社受入手数料	131	135	4
間接業務手数料	561	318	▲ 243
宿泊事業収入	297	294	▲ 3
医事収入	220	217	▲ 3
営業費用	1,229	913	△ 316
人件費	231	222	△ 9
物件費	806	601	△ 205
その他	192	90	△ 102
営業利益	1,281	2,135	854
営業外損益	17	2	▲ 15
経常利益	1,298	2,137	839
特別損失	567	483	△ 84
税引前当期純利益	731	1,654	923
法人税、住民税及び事業税	0	△ 6	△ 6
当期純利益	731	1,660	929

(注1)計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2)「-」は計数が存在しないことを意味する。

【参考】認可所要請事項

- 1 ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、企業価値を更に向上させる観点から、引き続き、グループの収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、グループ全体のガバナンスの強化など、グループ運営を行い、民営化を着実に推進すること。
- 2 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分について、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、適切に対応すること。
- 3 宿泊事業及び病院事業について、引き続き、経営改善のための取組を着実に進めること。

【参考：平成27事業年度事業計画認可所要請事項】

- 1 民営化を着実に推進する観点から、早期上場に向けて、市場で高く評価されるよう、引き続き、グループの収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、内部統制の強化など、グループ運営を着実に進めるとともに、透明性を確保した経営を行うこと。
- 2 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分について、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、準備を着実に進めること。
- 3 宿泊事業及び病院事業について、引き続き、経営改善のための取組を着実に進めること。